

**大分市自治基本条例検討委員会
第1回 市民参加・まちづくり部会 議事録**

日 時 平成21年11月17日(木) 14:05～16:00

場 所 大分市役所議会棟 3階 第4委員会室

出席者

【委員】

秦 政博、松尾 直美、葛西 満里子、永岡 昭代、徳丸 修、日小田 良二
の各委員(計6名)

【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、
同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 足立 和之、同主任 阿部 美剛
(計6名)

【プロジェクトチーム】

(企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司)
市民協働推進課主査 安東 孝浩、広聴広報課主査 永田 浩貴
(統括者、副統括者除く:計2名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開会
2. 部会長・副部会長の選出
3. 部会長・副部会長あいさつ
4. 議 事
 - (1)部会名称について
 - (2)検討・まとめ
 - (3)その他

< 第1回 市民参加・まちづくり部会 >

事務局	皆様、こんにちは。 それでは、定刻を若干過ぎておりますが、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会、(仮称)市民参加・協働部会を開催いたします。
-----	---

	<p>はじめに、大変申し訳ございませんが、私どもの手違いにより、部会の構成人員に誤りがございましたので、お手許の名簿にて訂正してお詫び申し上げます。</p> <p>さて、本部会は、前回、第9回検討委員会におきまして、5つの部会を設定させていただきましたが、そのうち、この部会につきましては「市民参加・協働等に関すること」を専門に検討する部会でございます。</p> <p>委員の皆様には、部会への所属につきまして、アンケート調査をさせていただき、本部会の部会員とさせていただきました。必ずしも本来の希望にかなったものではないかもしれませんが、他部会とのバランスを考慮のうえ、最大限皆様の希望に沿った形で割り振りをさせていただいたものでございます。どうかご理解のうえ、ご協力方よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、早速討議に入ってまいりたいと思いますが、まず、大分市自治基本条例検討委員会設置要綱第7条第3項の規定により、部会長及び副部会長を委員の互選により選出することとなっております。委員の皆様からご選出いただきたいと思っております。</p> <p>どなたか、立候補される方または推薦される方がいらっしゃいましたら、よろしくお願いいいたします。</p>
委員	部会長は、秦さんをお願いしたらどうですか。
委員	では、皆様のご意向がそういうことであれば、こちらこそよろしくお願いいいたします。
事務局	副部会長の選出もよろしくお願いいいたします。
委員	日小田委員さんで。
事務局	皆様、よろしいでしょうか。 それでは、部会長に秦委員さん、副部会長に日小田委員さんということでよろしくお願いいいたします。 では、部会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。
部会長	戸惑っておるところでございます。皆様方のご意向ということでございますので、会の進行を務めさせていただくということをお願いを申し上げたいと思っております。 大変長い時間をかけてこの自治基本条例の検討が進められてきておりまして、いよいよこういう形での部会構成ということで、実質中身に踏み込んでいく、そういうふうな場面に入ってきたのではないかなと、そういう感じを持っておるところでございます。我々の部会が「(仮称)市民参加・協働部会」ということでございます。色々な部会がありますが、特に私どもは今、大分市が進めております「市民協働のまちづくり」という一番根本の部分に関わる論議を重ねることになるのではなかろうかと思っております。 どうぞ、皆様方のご積極的、そして活発なご議論をよろしくお願いいいたします。

事務局	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、引続き副部長さん、よろしくお願いいたします。</p>
副部長	<p>大変この自治基本条例から見ると、どちらかという大きな大黒柱的な部会になっていくのではないかと考えています。 やっぱり市民の、市民参加という問題ですね。いかにしてこの自治基本条例を市民の中に受入れていただけるかどうか、いわゆる信託関係が上手くいくかどうかという大変な部会になるかと思っていますけど、皆様のご協力の良い意味での内容にまとめあげいただいて、また、全体で大きな議論をしていただければ幸いです。 微力ではありますが、頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございました。 それでは早速、ここからは討議に入りたいと思います。設置要綱第7条第4項の規定により、部会の議長は部長ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
部長	<p>それでは、そうした規定でございますので、しばらくの間、進行を務めさせていただきます。 まず、この（仮称）となっておりますこの部会の名前、この（仮称）の部会名をそのまま本部会名としてよろしいかどうか、ご意見を承りたいと思います。</p>
副部長	<p>よろしいですか。 他の部会の状況は、どうなんですか。最初は全部（仮称）なんですが、もう決まったところ、開催したところの状況を教えてください。</p>
事務局	<p>はい、「（仮称）執行機関・議会部会」と「（仮称）市民部会」につきましては、第1回目がすでに終わっております。その中では、今のところ事務局が示しました名称のままでいくとの決定がなされております。</p>
副部長	<p>はい、わかりました。</p>
部長	<p>事務局案ということでございますが、このままでよろしいでしょうか。</p>
副部長	<p>当然、今からの議論の対象になっていくと思うんですけど、私の個人的で言いにくい部分なんですけど、大分市がですね「市民協働のまちづくり」という形で、「大分市市民協働基本指針」というものを作っております。 ただ、「協働」の捉え方がですね、非常にまちまちな捉え方をしてるんで、その良い意味での捉え方とそれとは違う意味での捉え方と分けて考えた時に、解釈によってどうでもとれるということになってくるんで、あまりあやふやな言葉を使って欲しくないということを以前、市民協働推進課ができる時に言ったんですけど、中々一個人の意見は通りませんから「協働」という言葉がどんどん出てき</p>

	<p>ているということで、非常にファジーであって取り留めのない言葉なんで、できたら違う表現に変えて欲しいと思うんですが。</p> <p>今からの議論の根本にここが引っ掛かってくるんですね、あまり違和感を持ちながら議論をしたくないということがあって、現実に使っている分はもう仕方ないんですね、市民参加ともう一つをくっつけたような表現にさせていただいたら個人的には良いんですけどという考えなんです。</p> <p>具体的にはどうするかといたら、「市民参加・まちづくり部会」という名前はどうかかなというふうに私自身は思ってるんですが、皆さんのご意見があれば、是非だしていただきたいと思います。以上です。</p>
部会長	<p>副部会長の方からただ今のようなご意向がだされましたが、お一人お一人にお伺いいたします。</p> <p>いかがですか。</p>
委員	<p>私達は、「協働」という言葉はいつも耳慣れてるんで、別に違和感を感じなかったもので、私はこのままでも良いかなと思ってたんですけども、副部会長さんのお話を聞くと、その「市民参加・まちづくり部会」とした方がもっと市民の方にも身近かなあと思いました。</p>
委員	<p>私も「まちづくり」や「地域づくり」にしたいと思ってました。</p>
委員	<p>この部会が何処までといいますか、こう進んでいく間の中で、原紙となるものに残っていく可能性があるんですかね。</p>
部会長	<p>事務局、どうですか。</p>
事務局	<p>今回、部会の名称を決めていただくのは、あくまでも便宜上の問題ですので、これが条文という形で反映される時にどうなるのかということが、議論になるのかなと思います。</p> <p>その時に、例えば「協働」という言葉を使わないという結論をだされたのであれば条文の中には当然入らないと思いますし、ただ、この部会の中で議論されたという話だけにしかならないと思います。</p> <p>ですから、条文の中に入るか入らないかという形、当然、議事録の中にはそういうお話はできますけれども、そのようにご判断いただければと思います。</p>
委員	<p>部会長のお話で少しありました、「市民協働のまちづくり」の基本的な部分、進め方としてはそういう部分が基本であると言った時には、そこは残した方が良いかなと思いつつですね、確かに身近になるまちづくりも大事なかなと思います。</p> <p>本市としてやっていく時には、どこに機軸を置くのかという時に、やはり「協働」というのが大事ではないかというふうにも思いましたので、私としてはこれで良いかと思うんですけど。</p>
委員	<p>「協働」という言葉自体はよく耳慣れていますし、市民が一体となって各種連</p>

	<p>携して行ってまちをつくっていきこうとなった時に、その核となる言葉に「協働」以外に何かぴたりとする言葉があるのであれば、そちらの言葉を使っても良いんですけど、中々私も「協働」という言葉以外に思いつかないので、このままでも良いのではと思いました。</p>
部会長	<p>はい。私も言って良いんですかね。</p>
副部会長	<p>それはもう、もちろん。部会長ですから。</p>
部会長	<p>実は、副部会長の話も十分理解できる訳ではありますが、「まちづくり」という意味と「協働」という意味がイコールなのかどうなのか、というふうなことになる、少しその辺のニュアンスの違いがあるのではと感じております。</p> <p>そうした時に、部会名は「まちづくり」にしても結構なんですけど、後の具体論を展開する中で、やっぱり「市民協働」というふうな形で市政の大きな柱が入りますので、その中では当然それは使われてしかるべきかと思えます。</p> <p>半分半分のような意見でありますけれども、後の議論に「協働」という言葉を制約しなくて、わかりやすく「まちづくり部会」というふうなことでも良いかと思えます。</p> <p>皆さんの意見が出ましたけど、どうしましょうか。</p>
副部会長	<p>せっかくですから、良いですか。</p>
部会長	<p>はい、どうぞ。</p>
副部会長	<p>拘るって言ったら拘るんでしょうけども、要は、自治基本条例そのものが、市民から信託された議会であり市長である代表機関の問題と、広義の意味と狭義の意味とで考えた時に、選挙で選出されるのは狭い意味での信託関係であり、広い意味で考えた時には、行政、市政の一部を市民からの信託を受けるというふうな解釈が正しいと私は思ってますので、そうなったら「協働」という言葉を使ってしまうと、具体的に言うと目的と行動を共にするという形になってしまうと思えます。</p> <p>今、言われているのは市民の多様な意見、多様な活動があって、その活動を保障する、そこに制約を加えない、ということになれば良いんですが、「協働」というニュアンスからすると、目的と行動が一緒になってしまう。共にしましょうということですから、ある意味では行政が市民から信託を受けたにも関わらず、行政が市民を逆に言えば管理をする、という言葉につながっていく可能性が非常に高いと思えますので、「協働」という言葉を条例の中には、私個人ですけれども、入れてもらいたくないですし、もっとストレートな言い方にしてもらうのが一番良いのかなと思えます。</p> <p>それで、敢えて一番大事なところなんで、私としては先にこういう話を、自分の考え方を皆さんに知ってもらった方が良いかと思えましたので、とりあえず話しをしました。</p>

部会長	<p>追加のご意見が出ましたけれども、ただ今のご意見に対して、皆さん一応意見表明をしてもらいましたけれども、どこかで折り合いをつけなければいけないわけですから、どうですか。</p>
委員	<p>条例自身はですね、簡単で皆さん地域一人ひとりがよくわかるように作りたいというのが基本になってますから、「協働」といった言葉は簡単で綺麗みたいですが、「まちづくり」の方が一人ひとりの中に浸透して理解しやすいんじゃないかと思います。</p> <p>この条例を作る時に、皆が中学生以上でもわかるようにするということが、基本的な考え方になっていきますので、私は「まちづくり」の方に賛成です。</p>
委員	<p>私も同じです。</p>
委員	<p>縛りを入れないでという形、取り組みの中でということであれば、良いんじゃないかと思います。色んな議論があっても良いと思います。</p>
委員	<p>「協働」という言葉、今、副部会長さんの追加意見の中で、確かに目的と行動を共にするという部分でよく使われるので、そのニュアンスが強くなりすぎると行政観念に繋がるっていうのも確かにそうだと思います。</p> <p>市民のための条例であるので、敢えてその言葉ではなく、もっと、その解決していく中で適切な言葉等を条例の中に取り入れていけるように話し合っていければと思いました。</p>
部会長	<p>はい。大体意見が出尽くしたようでございます。</p> <p>一応、「協働」という意味の、理解の仕方というのはまた後ほどの議論の中で十分練るといふふうな形にしまして、部会名を「市民参加・まちづくり部会」といふふうに決定してよろしゅうございますか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>では、そういうことでよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、具体的な中身を、前回、皆さんのお手元にお配りをしておるこの中身から進めて参りたいというふうに思います。</p>
事務局	<p>部会長、よろしいでしょうか。</p> <p>具体的な内容に入る前に、本日始めにお配りした資料がお手元にございますので、簡単に説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まずカラーで印刷している分ですが、内容的には市民参加、まちづくりに該当するであろうと思われる各先行都市の条例の条文をまとめたものでございます。</p> <p>まず、黒い部分がそれぞれセクションのタイトルでありまして、「市政への住民参画」と次のページの「付属機関等について」、「住民の意思の表明（パブリックコメント）」、「住民投票」、「情報共有・説明責任」とか、「協働の推進」、「都市内分権・地域自治」ということで、先行都市毎に色々な体系があるものですから、</p>

	<p>参考としまして、ニセコ町と札幌市、上越市と隣の市の由布市の条例を抜粋して載せております。議論の際の参考の入口として使用していただければと思います。</p> <p>それと、今日ご欠席のご連絡をいただいております委員さんの方からの資料があるかと思えます。委員さんはご欠席に当たりまして私なりの考えを伝えたい、というご意向でございまして、メールにてこの文を送っていただきました。仮定ではございますが、事務局の方でポイントとなる部分をゴシック体で強調させていただきましたが、全般的な中で特にこれまで市民協働として行ってきた取組みを深耕化させていく方法の議論で良いのではということと、市民を積極的に参加させるためには精神的なことも大事であるが実利がないと駄目ではないかということ。その実利の内容、例え話ということで、その下に書かれております。その中段に、自治会とか既存の組織を活かしていくことが必要ではないか、自治会のやる気とか住民の意思というものが反映されていくのしょうが情報を知るということが基本である、市と大分市内の事業所にも広報活動をもっと取り組んでいけばということと、NPOをもっと市民生活に直結して行っていくと協働活動が広がっていくということ、公民館とか自治体、学校現場などと結びつけていくものをより深めていくことが大事なのではないかということ、大分市は皆でこういう取組みをしていますということが最終的には条文の中で明示できるとわかりやすくなると思えます、というご意見を承っておりますので、参考にしていただければと思います。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
部会長	<p>それでは、具体的な中身ということになると中々難しいんですが、これは大体どのくらい時間かけたら良いんですか。</p>
事務局	<p>先般、皆さんがお集まりの会議の中で、委員長の方からも、一つの目安として、今年度中といえますか、来年の3月ぐらいまでには部会が持ち寄った形での叩き台となる全体像をお示しいただければというお話をいただいて、皆さんもそれに向かって作業を進めていただけるというふうに、私どもは考えております。</p> <p>その前には当然、一定の全体会議を持つ必要があるかと思えますので、可能であれば、積極的な議論の中で年明けぐらいに、1月、2月になるか、3月まで入るかどうかわかりませんが、そのぐらいまでに一つの部会としての方向性を出していただければと思っております。</p> <p>事務局としましては、できましたら1月、2月ぐらいを目安に一定の条文という形でお示しをいただければと思っております。</p>
部会長	<p>はい。わかりました。</p> <p>2月までということになると、今回を含めて4回になりますが、そうなるこの部会において項目というのは大変中身がありますので、これを十分に精査しながらいかないと、中々大変そうな感じがいたしております。</p>
事務局	<p>よろしいですか。</p> <p>先般開催された一つの部会では、今月にもう1回会議を行うと決まっております。</p>

	<p>して、1ヶ月に1回という制約は特に設けておりません。</p> <p>例えば本日行い、また12月にもう1回、2回とですね、会議を持たれてもそれは一向にかまいません。</p> <p>特段の制約はございませんので、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>皆さん、そういうことでありますので、そんなに頻繁に集まれないかもしれませんが、状況をみながら最大限2月までということでございます。</p> <p>あと、条文の中身までこの部会で検討するということですか。</p>
事務局	<p>一つの目標として、今年度中に一定の形をお作りいただくことになりますので、それぞれの部会において条文を案という形でお示しいただければ全体像というのが見えやすくなると思っております。</p> <p>できましたら、そういう形でお示しいただきたいと思えます。</p>
部会長	<p>そうすると、文言まで含めて考えるとなれば大変難しいと思えます。</p> <p>事務局が一定の試案みたいなものを作って、それを叩き台にして意見交換をするのではなく、この部会で条文を作るということですか。</p>
事務局	<p>それぞれの部会の考え方次第だと、私どもは考えております。</p> <p>ですから、例えばのお話ですけれども、一言一句それぞれの委員さんがお考えになって、みなさんで整理をしていただくという方法もありますし、こういう項目をという形で議論をされて、その項目をベースに私ども事務局のほうに一定の整理をなささいというお話しがあれば、それを元に整理をして、その中でまたご議論いただいて形成していく、そういう方法もありますので、部会のお考え方に基づきまして、私どもは作業をさせていただきたいと思っております。</p>
部会長	<p>ということでございますので、いずれを採りましょうか。</p> <p>一言一句といたしますが、具体的な条文があがるまでここでお互い議論しながら作っていくのと、大項目、小項目などを議論する中でそれに沿った試案的なものを事務局に作っていただき、またそれを議論するという、どうしましょうか。</p>
委員	<p>少なくともこの資料の分類といたしますか、そういうものは大体基本となるのかなとは思いますが、捉え方のスタンスはきちんと決めておかないと、やはり基本となる部分はもう少し議論をさせていただきたいと思えます。</p> <p>それを例えば今日ということにするのか、もう1回するのかというところで、その押さえがあれば少しはイメージが湧くと思えます。</p>
委員	<p>こちらに書いてある2列目の項目のところ、やはりこれで良いのか、これでいくのか、どうするのか、どうしたら良いのか、というのをまずは話し合いをして、それから作っていった方が良くと思えます。</p>
部会長	<p>他にご意見はございませんか。</p>

委員	<p>やはり、この項目が少なかったり、または省いても良いんじゃないかというふうなことを検討していった、その元の条文であったりとかは、その項目に沿って話している中である程度の意見をみんなが出し合った中で、それを事務局の方がある程度の条文として提示していただいて、その条文が自分たちの意見が反映されているのかどうかということを確認していきながら進めていくというのが、ベストではないかと思います。</p>
部会長	<p>大体皆さんのご意向が一致したようでございますので、大項目の次の項目の部分から、本日はそこに焦点をあてて議論をしていきたいと思いますが、よろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>それでは、色々項目もこれ以外に考えられると思いますけれども、一応そこを読み上げますと、「市政への住民参画」という項目、「付属機関等（審議会等）について」という項目、「住民の意思の表明（パブリックコメント）」という項目、それから「住民投票」、「情報共有・説明責任」という項目、「協働の推進」という言葉がまた違ってくるのではないかと思いますけれども、「都市内分権・地域自治」という項目、全部で7項目挙がっておりますが、全体としてこの項目のそれぞれについて話をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、これ以外に何か必要な項目が考えられるのかどうかということになりますけれども、ちょっと獏とした話しになるかなと思います。</p> <p>他都市の事例をいただいておりますので、こういうのを含めまして、少しその辺はどうですか。</p>
副部会長	<p>事務局、よろしいですか。</p> <p>この中に「住民投票」という項目が大項目に入っています。これを考える時に住民投票条例ということも考えていかないといけないと思っております。</p> <p>前回の会議の時に少し言わせてもらったんですが、自治基本条例をどういう形に持っていくのかというその方向付けを今後全部会で議論してほしいということで、それは総合型を目指すのかどうなのかっていうことを言ったと思うんですが、当然、総合型を目指すということであれば、住民投票条例というのは作らなければならないのではないかなと思いますし、そうすると今度、上の「市政への住民参画」、これは市民参加条例という形を作るのかどうなのか、という問題も出てきます。</p> <p>そういった関係で考えていくと、条例の別途条例を作っていくという前提でまた議論をしていかなければならないのではと思っておりますので、事務局の考え方というのは最終的にどういう考え方を持たれているのか、現時点でわかれば教えてほしいんですが。</p>
事務局	<p>はい、事務局としましては、最終的にそうしていくという考えは正直なところ特にございません。この自治基本条例がどういう形で出来上がるかというのは、先ほど副部会長がおっしゃったように、いわゆる大分市の一番上にある条例とな</p>

副部会長	<p>るのか、議会基本条例と並列してあるのか、行政基本条例という形になるのか、その辺も含めてなんですが、いわゆる自治基本条例というところで、出来上がった項目とみなさんが議論していただいた項目について、例えば市民参加条例というのは実際に条例としてはございませんので、自治基本条例で項目は謳うけど個別には市民参加条例をちゃんと作りましょう、というようなご意見になれば、それはそういう方向に持っていかざるを得ないのではと思っております。</p> <p>住民投票条例につきましても、常設型にするのか、事案によって別に条例を設置するのか、という意見が出てこようかと思いますが、自治基本条例として大きく「住民投票」ということは項目として謳いましょうということであれば、その中に設置型みたいな形で住民投票の中身まで全部決めてしまうのか、あるいは住民投票条例を別途事案毎に定めるといぐらいに留めておいて、事案がおこった都度に条例を設置していくのか、それは他都市においても様々なケースがございますから、事務局としましては、こうしたいという意向は特に今のところございませんので、検討委員さんの議論の中で形成していただければと思います。</p> <p>今の話からすると議論をしていく中で、例えば住民投票の条例を作らなければならぬということになればその方向で検討していく、という解釈で良いんですかね。</p> <p>そうなりますと、多分他の部会、私は見てないんですけども、うちの部会を見るとですね、さっき言ったように条例にするのかしないのか、というのが結構入っていると思います。</p> <p>例えばパブリックコメントというのは、当然、パブリックコメント条例がありますので、そこまで踏み込むかどうなのかという問題もありますので、その関係がかなり出てくるのかなというのが今見る限りではあります。</p> <p>それから、例えば一番下の「都市内分権・地域自治」というところなんですけれども、これはですね、よくわからないんですけど、権限を本当にその都市内分権をやっていくというようなことをこの部会で議論ができるのかどうなのか、要は、最終的には部会を尊重しながら全体で議論をすることになるんでしょうけれども、その辺は例えば市長がどう考えているのかということが非常に色が濃くなりますので、本当に権限を地域に下ろすのかどうなのか、そうなれば当然条例というのは絶対必須ですから、条例を作っていないと当然これは法の問題、地方自治法との絡みが出てきますので、どこまで踏み込んだ部会としての議論ができるかと言ったら、その基本線が無いと多分議論はできないのではと思います。</p> <p>例えば、地方自治法で今、保障されている地域協議会を大分市が目指すということであれば、それはそれで議論ができると思うんですけども、いや違うんだ、今の現状の中でいきたいんだということになれば、ほとんど絵に描いた餅になってしまうという可能性が高いと思います。</p> <p>要するに地方分権という考え方が、今政権が交代して地域主権という考え方が新たに出てきた。更に進んでいけば地方政府という考え方が出てきますので、そうなると、当然流れは都市内分権という流れに入っていくのは間違いない、そうしないと、これも飛躍した言い方で申し訳ないんですけど、当然国のほうは今、道州制を視野に入れていると思いますので、道州制との絡みが非常に出てくるということを考えれば、基本方針をどこにどういうふうなスタンスで持って行くか</p>
------	--

<p>部会長</p>	<p>というのがですね、部会に荷をかけられても、大変かなっていう気がしていますので、条例との絡み、それから法律との絡み、国の政策との絡み、そういった問題を含めてその都市内分権のあり方っていうのは、本当に議論しておかないとですね、これからの時代の一番大きなテーマになる、私個人としては是非これを自治基本条例の中に織り込んでほしいと思っています。</p> <p>織り込み方の問題があると思いますので、それはまた執行部の考え方も聞きながらやっていかないと、わからないことばかりで申し訳ないんですけど、そういう観点から議論をしていくとですね、条例というのはどうしても整理の仕方としてネックになってくるのと思っておりますので、発言をさせてもらいました。</p> <p>今、特に条例等の絡みの中でのご発言がありましたけれども、例えばこの部会で条例の方向を目指すということはできるんですか。</p> <p>先ほど事務局の方が、私どもの議論の方向性のままだ、ということでしたが、どうですか。</p>
<p>委員</p>	<p>この市民参加というのは、市民の個人を対象として良いものだろうかどうなのか、また自治会というのがあり、その自治会そのものでも自治委員が投票で選ばれた訳でもないですので、「住民投票」とかそういう部分とは外れてきまして、そうしますと、僕らのレベルではまとまるどころではなく、全く違う方向に向いてしまうような気がします。</p> <p>基本となる個人を対象にして、とにかく色々な意見を吸い上げ、それが少しでもまちづくりの意見の中に反映できるということを目指すとした時に、47万人全員ということにはなりませんので、その自治会という単位の中で吸収していくという、今あるやり方の「市民協働のまちづくり」という基本のところは自治だと思っていて、その部分が非常に住民と接点が深まっていくような感じのイメージで作り上げていかないと、結局出来たけれどもやっぱり積んだ条例になってしまい、前にも討議の中でそういう話が出ていましたが、せっかく作っても積まれたのでは意味がない、本当に使ってくれないといった時に、あんまり難しくというか、それはおいおいの中で入れておきながら、一つはとりあえず取り組みやすいのは、自分としては47万市民ではなくて、自治会をイメージしながら、何かそんなイメージを揃えた形で議論をしていくのが良いのかなと思います。</p> <p>そういう考え方はどうなんでしょうか、ということをお話ししたかったもので、少し取り留めのない話で申し訳ありませんが。</p>
<p>副部会長</p>	<p>少しわかりにくいと思いますが、良い例がですね、「住民投票」、黒の4番目ですね、ここにニセコ町と隣の由布市の関係が載っています。</p> <p>このニセコ町と由布市を比較してもらおうと、ニセコ町の場合は、住民投票条例については別に条例を定める、となっています。</p> <p>ところが由布市の場合を見ると「市長は」となっています。「市政等に係る重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の同意を得て住民投票を実施することができる」、こうなっています。こうなりますと、できる規定になっているんですね「住民投票」が、基準が無いということと、それと殆どが市長の裁量権の中に入っている、要は信託関係というのは、あくまで市民</p>

	<p>のために条例を作るんであって、行政のために作る訳でもなんでもないので、市民との信託関係をそこで目指していくのが自治基本条例であるのであれば、当然、ニセコ町の言う別に条例を定めるといった方が、作る方向では部会で、別途定めるといふ形であればそれは別のプロジェクトチームか何かで作ることになるのではと思いますので、そここのところまで踏み込んだ議論はしなくても、やはり投票条例を作るとか作らないとかとかいうところまでの考え方は、この部会でやっぱり議論しておかないと、先ほどのように由布市の例とニセコ町の例と色々な例があった時にどうするんですかと言われてたら、まあ部会に対して質問はないと思うんですけど、多分、他の委員さんからどう考えていますか、とか問われる可能性もありますので、その時に一応考え方を示す必要があると思いますので、少し厳しいのかなと。</p>
<p>部会長</p>	<p>話しの中身はですね、特に条例制定との絡みというふうな中身で進行しておるようでございますので、その辺についてそれぞれのご意見を伺いたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>色々な条例があってそれと色々関わってくると思いますので、ここの中ではニセコ町方式で大きくして、あとはまた別というような形の方が良いのかなと思っております。</p> <p>特にこの項目のところはですね、市民に直接関係するところが大きいので、良くわかりやすいというか、理解しやすいというか、浸透しやすいというか、そういう流れで作っていった方が良いのではと思いました。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、「住民投票」という言葉は新しい言葉であまり聞きなれない言葉だと思いますので、それぞれのまちの特色を活かして「住民投票」をするような形に最終的になるとしたら、市長とかが一括したような考え方じゃなくて、先ほど徳丸委員さんが言われたような、自治区をイメージしながら、一人ひとりそこに住んでいる人がどういう感覚でいるのかというのをイメージしながらの方が良いと思います。</p> <p>だから、ここには私はやはり力を入れてほしくて、今まで条例とか色々な分には「住民投票」というのはあまりありませんでしたので、そういうところに力を入れてほしいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>基本的な大枠の部分はやっぱり行政という大きなバックが大事だと思っていて、市民というのはその時その時の感情で動いていくという考え方の中で、そういう世の中が大きく変化する時の感情だけに市民が流されて投票していこうという形は、まだずっと先のこととしてイメージしておいて、基本はこれまでの在り方といたしますか、要するに何か今、不幸せですか、不満ですか、って言っても大分市が今そんなにおかしいとは思っていないので、それをベースにしてステップアップしていけば良いなと思えます。</p> <p>基本はそういう大枠のところは今の在り方をベースにしておくのが無難だという想いの中で、少しずつそうは言いながら市民の声もしっかりと披露して活かされて、小さな声がここまで到達するというそういう市民参加の自治基本条例に</p>

	<p>なったら良いのかなと私自身は思っております。</p> <p>そこところが皆さん違うイメージだと、一つ一つのことが違った方向で出てくると自分自身がどう受け止めていいのかというのがわからないので、まずはそのイメージをぜひ揃えた形の部分で議論したら良いのでは、という先ほどの発言なんですけど、副部会長が言われた具体的な条例の在り方についてどこまで議論を深めていかなければいけないのかということになると、少し飛んだところに行っているような気がして、私自身もどういうふうについていけば良いかなと、実はわからないんですけど。</p>
副部会長	<p>この項目、今、7つの大項目があります。これを今から議論していこうということなんですが、その時に例えばその「住民投票」という考え方で一応条例の中に入れるとしますよね、どういう入れ方ができるかと考えただけでも難しいんですよ、「住民投票」といっておいて投票条例を作らない、投票もしないで「住民投票」なんていう話にはなりませんので、だからそれは最初から入れられないという話になり、入れるという前提であれば、住民投票を入れるのであれば、その市民が市民の意思で投票ができるようなシステムを組まないといけない訳ですから、そのためには当然、条例が必要となるだろうということなんです。</p> <p>他のところを見てみると、非常に「住民投票」とは違った意味で、条例を作っても作らなくても良いですよという感じのイメージなんで、パブリックコメントにしてもそうですし、都市内分権は別の他の法的な問題も出てくるので別にして、他のところが作っても作らなくても良いですが、「住民投票」だけは、一応投票ということを経る以上は、何らかの形を作らないとわからないし、むやみやたらに投票条例を作ったからといって、なんでもかんでも重要事項を投票条例にかけるなんていうことはありえませんが、大分市を二分する大きな問題が起こった時に、当然、議会の意思を聞くとか、いろんな形で市民の意見を聞くとかいうことで、最終的な集約をしてこれは投票条例に持っていこうという形の中身をしないと、条例で制定しない限りはとてもじゃないけど、誰がどうやって判断するかといいますか、中途半端で絵に描いた餅にしかならないんで、多分そういう条例というのは意味がないのかなというふうに思っています。</p> <p>だから要は、この項目のなかで強弱をつけるとすると、どうしても引っ掛かるのは「住民投票」ということになり、あといくつかは付随するパブリックコメントにしてもそうですし、それを作れば作れる、触れられないこともない、後でもいいし、とにかく「住民投票」だけは、「住民投票」という項目を起こすのであれば、当然、その辺のこと入るのかなと思ったからですね、総合型条例を目指すのであればそういう方向での議論の仕方もあるし、総合型は目指しませんよというのであれば、それなりの議論の仕方になると思いますので、そこをちょっと聞きたかったということです。</p>
委員	<p>「住民投票」、これ入らないと駄目なんですか。条例にならないんですか。</p>
事務局	<p>よろしいですか。</p> <p>決してそういうことは、ございません。今、いただいたような議論をこの場で、当然、全体会議の中でもいただいた上で、最終的に「住民投票」という項目を入</p>

	<p>れるのかどうか、入れるとすればどこまで規定するのか、先ほど担当が申しあげましたとおり常設型の住民投票条例等を設ける必要があるのかどうか、こういうところの議論をしていただくことが重要であろうと思います。</p> <p>あくまでも、私どもは項目というか、叩きの項目の中でできるだけ漏れがないようにという意味合いでこのような形で準備をさせていただきました。ですから当然、必要ないという形で整理をされるのであれば、それはそれで結構だと思っておりますし、更に突っ込んで、例えば上越市みたな形で、もう少し内容を踏み込んだ形でこの自治基本条例の中に記す必要があるのかという意見をいただくのか、整理をされるのか、その辺のところは正直申し上げましてこの「市民参加・まちづくり部会」といたしましては、このところの議論はですね、非常に重要になってくるのではという気がいたしております。</p> <p>併せまして、先ほど、「協働」という言葉をお使いになるかどうかというのは最終的な結論が出ておりませんが、例えば私どもは「大分市市民協働基本指針」というのを作っており、もう「協働」という言葉が似つかわしくないの他の言葉で置き換えてきっちり市民の方に分かるようにするべきだと、しかもこの姿勢は条例で使うべきだということになれば、これを抜本的に作り変えるといえますか条例化しなきゃいけない、という義務が生じてきます。</p> <p>そういう実務上の課題もあるということをご認識いただいて、最終的にどういう形で作りあげていくのかということで、整理をしていただければと思っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>事務局から補足の説明がございましたけれども、ちょっと話をですね、少しこの整理をしていきたいと思っておりますけれども、条例に結びつけるかどうかというのはそれぞれの項目を検討する中でですね、例えば「住民投票」のところを検討する時にそれをどういうふうな形にしていくのが良いのかといった先ほどの議論を踏まえまして、進化させていったら良いんじゃないかと思っておりますけれど、全体として7項目が挙がっておりますが、冒頭に私が申し上げたのは、7項目以外に追加する項目がありますか、というふうな話の中から出てきたんですが、一応この7項目を叩き台にした場合に不要な項目とか、あるいはこの項目についてはこうしたところをこう考えたほうが良いんじゃないか、ということに方向を変えていきたいと思っております。</p> <p>では、1番の「市政への住民参画」という項目、これはどうでしょうか。</p>
<p>副部会長</p>	<p>要りますよね。</p>
<p>部会長</p>	<p>じゃあ、良いですね。</p> <p>2番目の「付属機関等（審議会等）について」、これはどうでしょうか。この目的は、この項目に挙げた目的は、事務局、何ですか。</p> <p>ちょっと意味が良くわからない。</p>
<p>事務局</p>	<p>これは、タイトルの的にも分かりづらい部分がありますが、他都市の条例の例でいきますと、ここで情報共有のための制度の一つとして審議会等の公開を謳っている条文がありましたので項目として挙げているところです。</p>

	<p>例えば、この会議にしてもそうですけれども、公開をしますとか、そういったところの内容と、会議をした時の議事録とかを公開します、というような内容が謳われておるようです。</p>
部会長	<p>どうですか。</p>
副部会長	<p>古巣の話をして申し訳ないんですが、教育長としてですね、当時おられた時に色々な審議会やら教育委員会としての部分があったと思いますが、要はそのことをいっているのであって、そういうのを例えば情報公開、もちろん全部対象ですよ、付属機関は違うのかな、情報公開の対象になって無いのかな。</p>
事務局	<p>いえ、会議録等につきましては、個人情報を除く部分等につきましては、基本的に公開対象となっております。</p>
副部会長	<p>だから、そういう関連で多分載せているのかと思うんですけど、教育委員会だけに限らず、外局の原課もそうだし、色んなところがありますので。</p>
事務局	<p>部会長、よろしいでしょうか。</p> <p>今、担当の方からご説明申し上げましたけれども、審議会、付属機関をあげておりますのは、まずは審議会等の会議内容の公開、いわゆる市民に会議内容を公開するかどうかという現実的な、市政をオープンといいますか、透明性を高めることで住民参加に繋がるというふうな意味合いでの規定でございます。</p> <p>当然、委員の公募につきましても、現実的に市政は一定の偏った方に委員としてお願いするのではなく、公開して更には公募という形でより市民の参画が図れ、オープンになるという意味合いでの議論として捉えていただければと思います。</p>
副部会長	<p>例にして申し訳ないのですが、例えば今、小学校と中学校に学校評議員がおられる、教育委員会ではなく地元の小学校中学校の校長先生が決めてお願いに行っているのではと思ってますけど、ああいうのを公開をしながら公募するという考え方で良いんですか。</p>
事務局	<p>基本的には条例等で謳われております審議会委員、そこをまずは公開を進めていこうという形になろうかと思えます。</p> <p>当然、時代の流れの中で条例には規定されておりませんが、各種委員会とかそういったものにつきましても、行政内の委員会ですけれども、できるだけそういうご意見を拝聴する会というものにも極力公開性というのを高めていこうというのが今の時代の流れであろうかと思えます。</p> <p>ですから、まずは条例に規定されている審議会等を公開するという流れの中で、徐々にあらゆる委員会等につきましても、公開、透明性を高めていくといいと思いますか、そういう整理の中でそういう方向性に持っていこうという、一つの考え方だと思っております。</p>

委員	やっぱり時代のニーズとして、物事の透明性というのをすごく言われているので、ここの市民参加という中で、透明性があることによって、また不透明であると感じれば市民が何らかの意見を言ってそれが反映されることが必要ではないかなと。
部会長	ただ、議事の内容によっては、非公開の部分も当然出てくると思う。
事務局	はい、やむをえない状況により非公開ということもあると思います。
部会長	教育委員会の人事案件なんていうのは、当然公開できませんからね。
事務局	そうですね。
副部会長	そういう意味ですか、わかりました。
部会長	ちょっと私が気になることですが、あと、「情報共有・説明責任」でですね、情報公開条例っていうのがありますが、それと少しニュアンスが違うかもしれませんが、そこら辺との関連はどうなんでしょう。 やはり市政情報の一種ですので、二ついるのかなという感じを持ったんですが。
委員	私も、「市政への住民参画」と「情報共有・説明責任」という項目は、この2番目の審議会とかの中に入り込めるとお思いますので、これが特別要るのかと思うんですが。
部会長	副部会長、どうですか。
副部会長	情報公開では、審議会にしる何しろ全部公開ということになっておりますので、内容の公開は当然されていると思います。 だから、ここで敢えて謳っているというのは、例えばですよ、良くわかりませんが、例えば環境審議会が開かれ、そこに傍聴席を設けて公開するというニュアンスまで入っていくのかどうなのかということだしているのか、他都市の条例の中身がわからないんですけど、都市計画審議会とかそういうところに市民も今は入っていただけますよね、昔は駄目でしたけど。 だから、そういうところまで踏み込んで情報公開をやっていくということの良いのか、私もよくわからなくてすみませんが、今は情報公開の条例があるので審議会にしる何にしる見ようと思えば見られるわけですよ、逆に見られない審議会というのがあるんですか。
事務局	よろしいですか。 情報公開条例につきましては、大分市に確かにございます。 情報公開条例というのは、基本的には文書等で明確に保存されている、もしくはそれに近いものについて支障のない形で市民の方に公開するという考え方で

	<p>あります。</p> <p>一方、審議会等の公開につきましては、それぞれの条例で審議会の内容を、一般市民の方に公開するかどうかにつきましては、その条例等で謳われており、審議会の会議録そのものは会議録を作って、文書という形で整理されておれば当然、個人情報とかそういうものに支障のない範囲内であれば、情報公開の対象になります。</p> <p>ところが、一般市民の方がその会議の中に参加して、オープンに状況を聞けるかどうかというのは別のものとして私どもは捉えておりますので、それを敢えて自治基本条例の中にオープン化を目指すかどうかという姿勢を謳い込むかどうか、そういう視点で考えた方が良いのではないかと考えております。</p> <p>流れとしまして、自治基本条例の中にそういう公開という形で姿勢が謳われれば、それぞれの条例を全部そういう方向で、もう可能な限り全部そういう方向で条例改正をして公開性を高めていくという形になろうかと思えます。</p>
委員	<p>これそのものが市民参加ですよ。今から作ろう、目指そうとするものが市民参加じゃないですか。</p> <p>だから、敢えてとは思うんだけど、これそのものがこういう主旨で作っていく訳ですから、どこ辺まで何が違ってってというのは良くわからない部分があるんですけど。</p> <p>条文のその説明責任のところ、ここは何といいますか広報という、そういう視点とは違うんですよ。</p> <p>あくまで、内容をつぶさに説明をするということなんですか。</p>
事務局	<p>そうですね。</p> <p>公開と市民のいわゆるその公募性といいますか、より透明性を高めていくという意味での考え方です。</p>
部会長	<p>場合によっては、例えば審議会の委員長の判断で、これは駄目ですよ、という場面もあると思うので、これを作ったらそれができないということ。</p>
事務局	<p>作られればより公開性が高まっていくという流れの中でありますので、現実的には色々な条例に規定されている審議会の中でいわゆる公開性というのを謳っていないものもありますし、公開という形で規定されているものもあります。</p>
部会長	<p>基本的には、公開では。</p>
委員	<p>全部は公開されてないんですね。</p>
事務局	<p>全部は公開されておりません。</p> <p>ですから、時代の流れの中で公開性というのはより高まっておりますけれども、自治基本条例の中にこういう「公開」の原則論を入れますと、全ての条例とか規定の中で公開の方向に持っていくという、行政に責務が生じてしまうことになります。</p>

	<p>なぜこれが公開できないのかという形で議論された時に、もうそれが説明できなければ原則としてそれは公開です、という流れで整理されなければいけないと思っております。</p>
部会長	<p>私から聞くけど、公開を制限されているのは、どんなのがありますか。</p>
事務局	<p>つぶさにこれは調べておりません。</p>
部会長	<p>大分市の事例を教えてください。</p>
事務局	<p>大分市の事例の詳細は、把握しておりません。</p>
事務局	<p>例えで申し訳ありませんが、横尾土地区画整理の施行条例というのがあり、区画整理事業には必ず審議会を置かなければならないというのが土地区画整理法で定められております。</p> <p>ただ、審議会自体を公開にするか非公開にするかというのは土地区画整理法の中で、審議会の委員数というのは面積ごとに決まっております、その委員さんで公開にするか非公開にするかということを決めていただいております、横尾土地区画は非公開という形になっております。</p> <p>それは、個人の財産とか個人情報とか相続とかそういう話しがでてくるものですから、それは公開できないだろうということで審議会においては非公開という形でやらざるを得ない状況でございます。</p>
部会長	<p>気になるのは、何でもかんでも全部透明にしてしまって、利害関係の問題がそこから生じてくるとかいう時に、この条例ができたばかりに、そこに制限を加えるのは条文の中に入れれば良いだけだけど、現実にはそれはそれで公開性ということを原則として動いているから、どうなのかなという感じが。</p>
副部会長	<p>質問ですけれども、市民が入って審議会を作っている審議会と、庁内で庁内委員会みたいな形でやって、そこで選定するとか物事を決めていくとかいうのも多分あると思いますので、そこまでもしオープンにした時に、自由な議論ができなくなる可能性が高いと思います。</p> <p>例えば、指定管理者を決めるのに、当然、各選定委員会、選考委員会みたいなのを作ってします、それぞれの部局が集まって、それも公開という話しになった時に、全てが公開でも良いけど誤解を逆に招くようなことにならないのかなと。</p>
事務局	<p>よろしいですか。</p> <p>今申し上げておりますのは、必ず自治基本条例の中にこういう審議会等は公開しなければならないという規定を設けるということではなくて、そういう考え方を設けることによって公開ができるものを積極的に公開をしていくという、内部的な色々な事情とか地域の案件とかを協議する時に、これはいくらなんでも公開をしてはいけないというものについては、一定の制限を当然加えていくというのが考え方です。</p>

	<p>ですから、公開しても差し支えないものをなぜ公開できないのかということに対する市民への説明責任といえますかオープン化という意味でこういう規定を一つ設けたらどうかという意味合いでの考え方です。</p> <p>これを設けることによって、全てのを全部、是が非でも公開しないとけないとかいう考え方ではない、というのを事務局としては、思っております。</p> <p>よりオープン化、透明化、公平性を高めていくという考え方の元にこれをどういう形で規定していくか、規定していく必要がないのかどうかという議論をする必要があるかどうかという意味で入れております。</p>
部会長	<p>悩ましい問題ですね。どうでしょうか。</p>
委員	<p>私は、審議会というのは一般公募とかありまして、なるべくできるだけ公開した方が良いと思います。</p> <p>今まで審議会とかいうのは、一般市民が参加するとか知らない人が多いんですよ。審議会は、関係団体とか、自分たちで決めてきたような感じでですね、それがこの頃何年間か審議会は色々何個も併用してはいけないとか、一般市民から公平な公募をするとか、色々な方法をとられている。</p> <p>また、この会でもそうですね、35人おられる中で5人だけですよ、一般公募の方は。だから一人の方が自分たちはちゃんと色々な作文出したり、面接したり、色々なことをしてここまで来たのに、他の人たちはそうじゃないとかいうように。</p> <p>だから、少しでも多くの方を一般から募集できるようにするという事は公開の方の今までのしごらみが少しずつはがれていくから、良いと思います。</p> <p>私が他の審議会に出たときに必ず1回目に座長さんが、傍聴席を設けて良いですか、傍聴する時はどういうふうにしますかということをおある程度決めて、それからその会を継続していったから、全部が全部ではなく、その審議会が公開しても良いというところのギリギリのところまで公開できるような条例に組み込んでいけたら良いと思うんですけど。</p>
委員	<p>公開できているのに、敢えて公開していない会っていうのもあって、私たちPTAなんかでも意見を吸い上げてくれるような審議会とかで、参画できる部分とか、公開されてる部分であれば、そこでオープンにすることができるけど、非公開であって決まりましたよという感じでおりにきて何でそうなったの、といった時に意見を反映できない、だから、そういう意味でもうちょっと市民の意見を吸い上げることができる審議会っていう場ができるだけオープンになれば、そこで市民の意見がもうちょっと反映される行政になるのではないかと思います。</p> <p>だからその公開性っていうのは、個人情報にかかるものとか、そういうもので公開できないものがあるというのは当たり前であって、今、流れの中でオープンにしていますけど慣例の中でオープンにしていない審議会がある、ただ慣例のためにオープンにしていないものがあるのであればその慣例を取り外すために、ここで一文設けるというのも一つの手段ではないかなと思います。</p>
委員	<p>公開というのを、一般市民は知らない人が多いですから、私は条例の中に入れ</p>

	<p>て皆さんが少しずつ理解をしていけたら良いなと思うんですけど。</p>
部会長	<p>周知のための、市民周知のための一つとして、ここに落とし方が良いという。</p>
委員	<p>物事っていうのは、確かに全てオープン、オープンっていう流れがあるのは重々分かるんですが、どこかに先ほど言った自由な議論ができないということも弊害として出てきた時に本当にどうなんだろうかと。</p> <p>それは確かに言われるように、本当にしなければいけないところがこれによってできていくということはそれは良いですけど、それをベースにバナナの皮じゃないけど一つ剥いて、もう一つ剥いて、これがあるからもう少し出せよと言われても、それは違うという話はあるとおもいますので、そのイメージは横に置いておいて整理をしていかないといけないなというのが、よくわかりました。</p>
部会長	<p>はい、それでは、ちょっと事務局にお願いですけども、非公開になっている大分市の中の審議会を次回までに教えてくれませんか。</p>
事務局	<p>はい、お示しをさせていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>そのことを踏まえて次回もう一度、このところを議論ということでよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>それじゃあ、これは再議論ということで、事務局から新たな資料をいただいた上で、もう1回みなさんのご意向を伺うことにいたします。</p> <p>では、その次の「住民の意思の表明（パブリックコメント）」ということですが、これはどうでしょう。</p> <p>これ、少し説明してくれませんか。</p>
事務局	<p>はい、大分市でももう既に取り組んでおりますが、パブリックコメントということで、大分市では市民意見公募手続きという要綱の中で行っております。</p> <p>例えば市が出している計画とか大きな箱物を建てるとかそういった際に、計画に対して市民の意見を聞くという内容でございまして、この内容を市民に公表したうえで市民の意見を聞くというシステムでございまして。</p> <p>本日お配りした資料では、上越市と由布市のパブリックコメントの例が載っておりますが、実際こういう都市も既にされている状況の中で敢えて条例化している部分だと思えます。</p> <p>今まで、大分市も要綱で行っておりますが、そういう部分を敢えて自治基本条例に大項目として載せる中、パブリックコメントも条例化していくのかどうかというところの議論になろうかと思えます。</p>
部会長	<p>はい。既に大分市の場合でもこの手法は広くとられているということですが、如何でございましてか。</p>

委員	<p>この項目は、私は必要と思います。</p> <p>なぜかという、この条例が出来あがった時点で何年後かに修正していく時に、パブリックコメントといいながら、それを執行部とかで考え直してそれを基準にしていくというよりも、是非パブリックコメントという項目が欲しいと思います。</p>
部会長	<p>どうでしょう。委員さん、どうですか。</p>
委員	<p>私が今まで関わった委員会の中でもパブリックコメントをされていることが多かったものですから、特に、これはあるものと思っていたので、これから外すということは考えてないです。</p> <p>やっぱりあった方が良くないかなあとと思いますし、広く多くの方たちに意見を聞いてより良い意見の入ったものにしていった方が良くないかと思ひます。</p>
部会長	<p>副部会長、どうでしょう。</p>
副部会長	<p>別に、作るということは良いんですけども、どういう形、先ほど言ったみたいに深く掘り下げていくのかという問題も当然出てくるんですけども、実際これを運用する市民の意見を求めて数で決めるのか中身で決めるのか、どうも判断基準がわからないところもありますし、正直まだパブリックコメントというのは定着していないんで、市民の皆さんのからの意見というのは非常に少ない。だけれども、これが定着してくるとどんどん増えてくるということになりますので、それなら基準がどこにあるのか数に基準を置くのか中身に置くのかとかいう問題点というのもあると思ひますし、ある事例でいいますとある団体がバーっと人を集めてパブコメを発したと、それは市民の声だからと市は即採用したと、そんな使われ方が果たしてパブリックコメントなのかと思ひました。</p> <p>だから、何を目的で何をしようとしているのかが良くわからない、この辺の使い方というのをよく考えて、当然必要だというふうに思ひますけれども、中身をやっぱり整理していくということが必要だということを感じています。</p>
委員	<p>前にもお話しをさせていただいたんですけど、こういうものに応募してくる方の層が一定に固まってましてですね、例えばそれを今、市民満足度調査とか、こういうやつもやっている訳です、3年に一回ですが、これをよく見ても、20代の意見というのは殆どないんです。どうしても、中高年高齢者が多くて、それをだからそのまま参考にすると、やっぱりここは憩いの場になる、出されているものが出来てしまう、では、若者はどこで活躍したら良いのかというのは往々にしてあること沢山経験しましたので、パブリックコメントそのもの自体は多分重要だと思ひつつ、ただ、そういった部分にこういう基本条例を通じて皆さん方が本当に関心を持ち出した時には、これは効果的なものになるだろうと思ひますので、内容をどこまで発展しようような文言にしといて、広くというか、問い方にも問題があるわけですけども、そういうのが少し運用上きちんやりながら、やっていくことを望みつつ、これを残すということは賛成ですけど、中々</p>

	<p>実態としては難しい部分がありますので、もう少し議論をした方が良いのかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>これに関しては、回答とかを書きますよね、挙がってきたら、それ全てにですね。</p> <p>だから、この自治基本条例ができたら、このところがこうなってますからこうですよ、というのを執行部の方から挙がってきた分の全部に回答を出しますよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、先ほど申し上げましたとおり、要綱でここに書いているような重要な条例や計画等につきましては、大分市の場合は要綱で定めていながらも、必ずパブリックコメントを実施いたしております。</p> <p>皆さんご存知だと思いますけれども、複合文化交流施設の分につきましては、基本的に箱物ということで、これはどこの都市もだいたい似たような規定なんですけども、箱物の場合は原則、パブリックコメントで何うという形にはなっておりませんが、大分市の場合は重要な政策ということでパブリックコメントを実施し、相当数のご意見をいただいた中で小ホールの設置という強い意見がありましたので、それを設計の中に組み入れ、今回、新たな施設として設置する方向で今、動いております。</p> <p>パブリックコメントの論点としましては、先ほど担当が申し上げましたとおり、大分市は今、要綱で規定しておりますが、市民の権利ということになりますと要綱で良いのかという議論、条例できちんと定めるべきだという考え方も当然ありますし、更に内容を見てみますと、発言にもありましたが個人単位に意見をお返しする必要があるのか、それともいただいたご意見に対して、市の一定の考え方をお示しして、ホームページ等で公表して市の考え方を形成すればいいのか、というような考え方もございます。</p> <p>大分市の場合は、現時点でいただいたご意見に対して、大分市の考え方ということで回答いたしており、個人単位にはお返しをしておりません。</p> <p>ですから、そのようなところの議論が今後どうなっていくのか、というのがポイントになっていくのではなかと思っておりますので、徳丸委員さんのお話にもありましたどこまでの制度にしていくのか、というのが大きな議論のポイントになると思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>今、大分市の方が、パブリックコメントを要綱により実施していますが、それはこの条例の中にパブリックコメントを規定することによって、どういう形に変わってくるのかが少しイメージができないので、どうしたら良いのかなって思うんですけど、今、要綱であるのを条例としてこの中に入れると、具体的にどう変わってくるんでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>一般論のお話しをさせていただきますと、条例で規定してしまうと絶対せざるをえない、という形で拘束するものと考えております。</p> <p>要綱になりますと、表現があまりよろしくないかもしれませんが、まだ行政側に裁量が少し働く余地が残されている、というのが一般的な考え方です。</p>

	<p>したがいまして、より市民のお立場から見られた時に、より権利といいますが、その公平性、透明性が高まるというふうには考えられると思っており、併せて条例化するということになりますと、当然、市民の方のご意見を聞く機会も多くなりますし、議員さん方のご意見もお聞きしながら、きちんと制定していくということになると思います。</p> <p>これが要綱になりますと、正直、議員さん方などのご意見をあまりお聞きしなくても制定することができるということになりますので、より多くの方のご意見をお聞きして、制度として作るということが、条例化だと思っております。</p>
委員	<p>そうなる、先ほど委員さんが言ったように、どういう姿勢で意見を集約していくのか、というのがポイントとなるような気がするんですけど。</p>
部会長	<p>これにつきましても、最終的にどう運用していくかということが問題で、パブリックコメントを取ることで、それはもう当然に市民に意思を表明していただくということで、表明された意思にどう取り組んでいくのかと、そのことが問題になってくると思います。</p> <p>それをどういう形で条例の中に活かしていくのか、といったところが一つの課題になるのではないかなと、そういう意見ということで、まとめさせていただいてよろしいですかね。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>それでは、次に冒頭から問題になった「住民投票」というところでございますが、議論が途中で終了するかもしれませんが、もう20分しかありませんので、5分前には止めたいと思っております。</p> <p>これにつきまして、ご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>非常に悩ましい問題になっておるようでございますけれども、委員さん、もう一度この辺の課題を整理してもらえませんか。</p>
委員	<p>この「住民投票」というのは、今、この時点で必要なのかどうかということをお問われた時に、今、この時点では僕はまだ早いのではないかと思います。</p> <p>あれば強いものになるということではもうわかりつつも、まだまだ機は熟してないというか、危ないとかそういうことではなくて、色んな問題をやはり市民そのものの感覚というのが調整されていないと思っておりますので、私は今回の議論の対象から外した方がよいのではないかとこのことを言いたいですけど、どうですかね。</p>
委員	<p>まちづくりというのは、これが一番大事なことではないかと思っております。</p>
部会長	<p>色々複雑な想いがあるかと思っておりますけれども、もう少し詳しくお話ししてください。</p> <p>どうぞ。</p>

委員	<p>私は、これに参加するやはり一番主なところは「住民投票」で、最初、「住民投票」というのはどんなことをするか具体的に良くわからなかったんですけど、一般市民として、自分の地域の住民としてやはり皆がこの「住民投票」によって一人ひとりが認識することになると思います。</p> <p>権利と責任とかいうことを、今までは自治委員さんを選ぶにしても、抽選であるとか、民生委員さんの次も適当にやっていて、知らない人は知らないし、でもこの「住民投票」が地域に行き渡ったら、皆さんが自分の地域は自分で守らないといけないというのが起こってくると思いますので、このことが大事だなと思います。</p> <p>まだこれは今、何も無いから白紙の状態ですけど、ここはもっともっと皆さんで議論しながら、先のことを目標にしながら、慎重に議論することが是非とも必要だと思います。</p>
部会長	<p>市民のもっとも権利発揮の場だ、というご意見でございますけれども。</p>
副部会長	<p>要は、今言ったように、地方分権が叫ばれながら、地域主権という考え方の中が台頭しながら、地方政府という流れに移行していくという過程の中で、例えばの話、課税自主権とかいう話も出てきますが、大分市としてそれなら具体的な課題についてどうするかという時に、市民の意向を確認しないと中々ですね、例えば新たな税金を課すなんていうことにはならないと思いますので、その時に市民の意見を問うということは必要なことだということで、これからの時代にマッチした、そのことに備えておくということで、投票条例というものは必要ではないかと思っております。</p> <p>詳しくはまた、時間をかけてもいいから、別途条例を定めていくという、まあ1年かかろうが、2年かかろうが、3年かかろうがわかりませんけれども、やはり条例は条例で定めていくべきだと思っております。</p>
部会長	<p>この中で謳い込むってことは？</p>
副部会長	<p>だから、条例については別途定める、という考え方で良いと思います。</p>
部会長	<p>委員さんどうですか。</p>
委員	<p>私も、市民参加、まちづくりということで、この「住民投票」というのは市民の意思がどういうふうに通っているのか、ということを集約する意味では外せないものだと思います。</p> <p>ただ、その中で先ほど一番最初の会議の方で「協働」という言葉との関わりがありました。この「住民投票」の形というものを由布市のように持ってきてしまうと、主に市長の判断ということになり、行政管理という意味合いが強くなってしまい「住民投票」の意味が半減してしまう。だから、やはりこの「住民投票」という項目を設置するのであれば、個々の議案に応じてということで、住民投票条例というものを設定しないことには、ここの「住民投票」という項目は活かされないのではないかと思います。</p>

	<p>ここで、私たちが活かすとなった時にはまた住民投票条例についての設置というのを事務局の方で、それをどういう形でしていくのかというのを考えていただいて、その条例ありの方向で考えていただかないと、ここで私たちが「住民投票」を条例に盛り込めますよと言っても意味が反映されないの、その辺をよろしくお願いしたいと思います。</p>
部会長	<p>委員さん、どうですか。</p>
委員	<p>先ほども言いましたように、条例を別途定めるという形で、これはやはり市民が市民としての権利とか主張とか義務とか、そういったものが全部入るような形といいですか、意思がきちんとここで伝わる、交流ができる、自分たちの思っていることと、書いていることとの交流ができるような大事なところじゃないかと思しますので必要だと思しますが、やはり別途定めるとした方が良いのではないかと思います。</p>
部会長	<p>そうすると、大体、ご意見を集約すると、この基本条例の中には謳うべきだ、というようなご意向のようでございますけど、少し話の中身を深めていきますと、そこの検討すべき内容、課題などはここが一番多いんですね、配られたこの資料を見てみますと。</p> <p>どの辺までイメージしたら良いんですかね。</p>
副部会長	<p>上越市の場合は、殆ど条例に近い形で謳ってますので、これは即というよりも、もう少し議論をして、別途条例で定めた方が良いのではと思しますし、これまで細かく謳ったら、「自治基本条例」なのか「住民投票条例」なのかわからなくなってしまいう可能性もありますので、そこは区別をした方が良いと思します。</p>
部会長	<p>そうすると、そこの資料には内容、課題として「市民の意見反映の手段」他色々書いておりますけれども、ここのところは割合すっきりした姿にした方が良いのでは、というご意見として捉えて良いですか、今は。</p>
副部会長	<p>はい、そうです。</p>
部会長	<p>そういうことではありますが、もう一つはですね、上越市だけが「市民投票」と書いてまして、他のところは「住民投票」としてありますので、この言葉のニュアンスといえばそれまでですけども、どういたしましょうか。</p> <p>事務局、これどちらが多いんですか。</p>
事務局	<p>ざっと見た感じですけど、やはり「住民投票」という書き方が多いと思します。</p> <p>たまたま上越市が「市民投票」になっており、私もこの資料を作成しながら感じたところなんですけど、「市民投票」という書き方をしているのは珍しいと思します。</p> <p>ただし、感覚的には市民ですから、「市民投票」というのもあるのではと思します。</p>

部会長	どうでしょうか、原案のままでよろしいですか。
副部会長	「自治体」なのか「自治」なのか、という議論とはまた違いますから、ここは良いと思います。
部会長	はい、それでは「住民投票」という項目で取り扱いをいたしたいと思います。この点について、他にないですか。
委員	<p>「住民投票」という言葉は、他の部会の「市民の定義」のところに關係すると思ったんですけど、「住民」と言われると、何か大分市に住を構えている人しか含まれないような気がして、「市民の定義」の中に、例えば大分市に拠点を置く企業だとか、市外から大分市に通勤している人も含めるのであれば、「市民」という気がします。</p> <p>大分市に住んでないのであれば、「住民」ではないかなと思いました。</p>
部会長	繰り返しになりますが、どうしましょうか。
副部会長	どちらにしても「市民の定義」が要りますよね、その時にどうするか、という議論が起こるでしょうし。
部会長	その動向を見ますか。
事務局	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>市民部会のところでもまさにそのお話がでてきまして、定義をどうするのかというところで、こうこうこうしようという議論が出てきましたけれども、全体の条文の形がですね、ある程度出揃ったところで、その辺の要するに他部会との調整というのも十分する中で、そうなった時にどの言葉が適切なのかというのも改めて確認をしましょう、というようなお話しをさせていただきました。</p> <p>ですから、松尾委員さんが言われたことはごもっともなことだと思っておりますし、その辺で調整をする必要があれば、皆さんの議論の中で調整をさせていただきたいと思っております。</p> <p>基本的には住民、市民、子どもは一緒だと捉えておりますけれども、全体の条文の構成の中でどういう表現が好ましいのか、という形で整理をしていただければありがたいと思っております。</p>
部会長	執行部の方からの参考意見が出ましたので、一応そういう方向で最終的には別の部会との調整ということで考えておきたいと、それでよろしいですか。
各委員	はい。
部会長	<p>それでは、一応このままにしておきます。</p> <p>後ですね、「情報共有・説明責任」、「協働の推進」、「都市内分権・地域自治」</p>

	<p>という3つの項目が今日は残った訳でありますけれども、特に終わりの二つの問題は、これはまた手こずる問題であると思いますので、十分にお考えを練っていただいております、どうぞ、11月の終わりが12月の始めにもう一回お集まりいただいておりますか。</p> <p>でも、議会の関係もありますから、11月24日か25日は皆さんどうですか。</p>
副部長	<p>24日の午前中が良いです。</p>
委員	<p>私も24日の午前中なら良いです。</p>
委員	<p>午前中なら良いです。</p>
部長	<p>それでは、24日の午前中、一応、10時からということで。</p>
事務局	<p>わかりました。</p> <p>会議室の場所の確認が取れ次第、また皆様にご連絡させていただくという形でよろしいでしょうか。</p>
部長	<p>はい。その時に、今日のも含めまして、もう一回、足りなかった分があればもう少し議論をして、残りの3つについて中心にお話をし、そしてまた事務局の方をお願いをしておりますので、それをよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>私どもで準備をするのは、審議会の公開状況ということでよろしいでしょうか。</p>
部長	<p>はい。それでは、大体時間になりましたので、長時間ご討議をいただきましてありがとうございました。</p> <p>司会があっち行ったり、こっち行ったりで済みませんでした。</p> <p>今日のまとめ、ということでございますが、とりたててまとめる必要はないかと思っております。事務局の方で議事録をつくるんでしょ。</p>
事務局	<p>はい。</p>
部長	<p>議事録ができますので、それをまとめにさせていただきたいと思っております。</p> <p>何か、本日言い残したことはございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>部長、よろしいでしょうか。</p> <p>会議室の方の確認が取れまして、議会棟3階の第3委員会室となります。</p> <p>それでは、24日の10時からということで、よろしくお願いたします。</p>
部長	<p>それでは、積極的なご発言、誠にありがとうございました。</p> <p>以上で本日は終了いたします。</p>